

# コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

2020年6月26日

株式会社 Sun Asterisk

代表取締役 小林 泰平

問合せ先：経営管理本部 03-6419-7655

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の持続的な向上や企業として社会的責任を果たしていくために、コーポレート・ガバナンス体制の強化を経営の重要事項として認識し、以下の通り取り組んでおります。

- a. 健全な企業活動を維持するために、意思決定および業務執行における組織と体制を明確に致します。
- b. 全社を挙げて法令遵守を実践し、高い倫理観をもって事業を遂行致します。
- c. 社会に対する説明責任を果たすため適時適切に情報を開示し、経営の透明性を高めます。
- d. 株主、顧客、役員・従業員等、利害関係者の信頼を得るため、常に広い視野を持って事業活動を展開致します。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しておりますので、本欄に記載すべき事項はありません。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
平井 誠人	13,027,500	38.14%
服部 裕輔	7,547,500	22.09%
藤本 一成	4,947,500	14.48%
小林 泰平	2,920,000	8.55%
農林中央金庫	2,104,000	6.16%
高倉健一	1,947,500	5.70%
Innovation Growth Fund I L.P.	620,000	1.81%

## コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

フリースタイル合同会社	400,000	1.17%
加賀電子株式会社	210,000	0.61%
ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社	210,000	0.61%

支配株主（親会社を除く）名	—
---------------	---

親会社名	なし
親会社の上場取引所	—

### 3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	12月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—
---

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

—
---

## II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	監査等委員でないもの：1年 監査等委員であるもの：2年
取締役会の議長	代表取締役
取締役の人数	7名

## コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小澤 稔弘	他の会社の出身者											
浅野 弘揮	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小澤 稔弘	○	—	2008 年より株式会社インテリジェンス(現パーソルキャリア)で本社部門等の役員を歴任し、テンプホールディングス(現パーソルホールディングス)との経営統合後も同社の取締役として海外事業やグループ全体の IT 部門を管掌し、経営全

## コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

			<p>般及び IT 領域に関する豊富な経験と幅広い見識を有することから、監査等委員として適任と判断し選任しております。当社とパーソルグループとの間には、本書提出日において当社デジタル・クリエイティブスタジオ事業のサービスを提供する等の取引関係がありますが、その取引金額は僅少（2020 年 12 月期第 1 四半期累計期間において売上高の 0.4%）であり、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないことから実質的に独立性を有していると判断し、独立役員として指定しています。</p>
浅野 弘揮	○	—	<p>株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）、フィデリティ投信株式会社等での業務を通じて培われた主にファイナンス領域に関する高度な見識と豊富な経験を有することから、客観的で精度の高い監査が期待できるために選任しております。また同氏は、当社の取引銀行の 1 行である株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）の出身ではありますが、同氏が同行を退</p>

## コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

			行してから 10 年以上が経過していることから、同行からの影響力はまったくなく、実質的に独立性を有していると判断し独立役員として指定しています。
--	--	--	--

### 【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

現在の体制を採用している理由

当社は、社外取締役が過半数を占める監査等委員会が、業務執行に係る監査を行うとともに、各監査等委員が取締役会の決議において議決権を行使できるようにすることで、経営に対する監督機能の強化を図ることが出来ると判断し、監査等委員会の設置を行っております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人は、監査計画、監査実施状況、その他必要に応じて情報交換、意見交換等を行い、それぞれの立場で得られた情報を共有することにより、監査の実効性と効率性の向上に努めています。直近期は四半期に一度監査報告会を実施しております。

内部監査部門として、内部監査室を設置しております。監査等委員会は定期的に内部監査室から内部監査の報告を受けるとともに、意見・情報交換を行うことで、相互連携を深め監査の実効性確保に努めています。加えて監査等委員会及び内部監査室は、会計監査人より監査結果報告等を聴取することで、情報の共有を図り、監査機能の有効性・効率性を高めるための取組みを行っております。直近期は、常勤監査等委員、会計監査人、内部監査室長の 3 者で、内部監査や内部統制に関する打ち合わせなども実施しております。

### 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

### 【独立役員関係】

## コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

社外取締役 2名はいずれも一般株主と利益相反の生じる虞はないと判断しており、社外取締役 2名全員を独立役員に指定しております。

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策  
の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社グループの現在及び将来の役職員等に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与や優秀な人材のリテンションを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者

当社並びにその子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員並びに顧問・業務委託先等の社外協力者

該当項目に関する補足説明

当社グループの現在及び将来の役職員等に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与や優秀な人材のリテンションを目的として導入しております。なお、多様な契約形態での働き方が増加している昨今の状況を踏まえ、中長期的な企業価値向上に貢献してもらえる顧問・業務委託先等の社外協力者についても役職員と同様に付与対象者としております。

### 【取締役報酬関係】

開示状況

個別報酬の開示はしておりません

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が 1 億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

取締役の報酬は、それぞれ総額で開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役の限度額をそれぞれ決定しております。各取締役の報酬額は、取締役（監査等委員である取締役を除く）については取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役については監査等委員会において監査等委員である取締役の協議により決定しています。

なお、報酬決定にあたっては、事前に監査等委員会の中で協議を行なっております。具体的には、信託銀行への上場企業の役員報酬実態のヒアリング、類似業種・類似事業規模の上場企業の報酬内容

比較などを踏まえて評価しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役は、代表取締役、内部監査室、内部統制部門及び会計監査人と定期的に、適時に会社の業績、現況、問題点、課題などに関する情報交換を行うことで緊密に相互連携を図りつつ、監査及び経営監督の実効性を確保しております。社外取締役及び監査等委員に係る専従の従業員は配置しておらず、いずれも経営管理本部が窓口となっています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

＜取締役会＞

取締役会は、7名の取締役により構成され、うち3名が監査等委員（うち2名が社外取締役）であります。原則として1ヶ月に1回と必要に応じ適時に開催され、経営上の重要な意思決定を行うとともに、各業務執行取締役の業務執行報告を受け監督を行っております。また、社外取締役は、社外の独立した立場から経営に対する適切な指導を行っております。

＜監査等委員会＞

監査等委員会は、常勤監査等委員1名と非常勤監査等委員2名の計3名で構成されており、うち2名が社外取締役であります。監査等委員は、取締役会及び重要な会議に出席し又は資料を閲覧若しくはその報告を通じて取締役の職務執行の監査を行っております。監査等委員は、監査計画に基づく監査を実施し、監査等委員会を1ヶ月に1回と必要に応じ適時に開催しております。また、内部監査室及び会計監査人との間で意見交換を行うことにより、職務執行の状況を効率的、合理的に把握し、監査の実効性を高めております。

＜経営会議＞

経営会議は、常勤取締役5名と執行役員3名の計8名で構成されており、原則として1ヶ月に1回と必要に応じ適時に開催され、重要事項の審議・報告を行なっております。常勤監査等委員は、経営会議における審議プロセスの健全性や適正性を監査する目的で同会議に参加しております。

＜コンプライアンス委員会＞

コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長、各部室長を委員として、原則として四半期に一度開催し、企業活動における法令遵守に係る取り組みの推進を行っております。また、コンプライアンス違反またはそのおそれがある事実が生じた場合には、速やかにコンプライアンス委員会を開催し、再発防止策を講じることとしております。

＜情報セキュリティ委員会＞

情報セキュリティ委員会は、取締役経営管理本部長が委員長を務め、当社オフィスや社内システム

等に関する脆弱性について毎年確認を実施しており、適宜対策の見直し・強化を行っております。また、全社員および協力企業の要員に対して情報セキュリティ教育及び試験を年2回実施しており、情報セキュリティルールの理解と意識の向上に努めております。

#### <内部監査室>

経営全般にわたる制度や業務執行状況における合法性、合理性、有効性、効率性および信頼性が確保されているかを監視し、その状況の評価・検証をすることを目的に、内部監査室を設置しております。内部監査室は、定期監査または必要に応じて実施する臨時監査により、会計、業務、効率性・経済性、遵法性、内部統制に関する監査を実施しております。また、内部監査の結果を代表取締役、取締役会および監査等委員会に報告し、発見された問題点については改善に向けての助言・提案を行い、改善状況のチェックを通じて内部統制レベルを引き上げております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会、監査等委員会および会計監査人を設置するとともに、内部監査室を設置しております。これら各機関の相互連携および監査等委員が経営の意思決定に加わることによって監査・監督機能が強化され、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実が図れるものと判断し、この体制を採用しております。

## III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の議案検討時間を十分に確保するため、出来るだけ早期の招集通知発送を予定しております。また当社ホームページに招集通知を掲載する予定であります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日につきましては、他社の株主総会が集中する日を避け、多くの株主にとって出席しやすいと思われる日を設定する予定であります。
電磁的方法による議決権の行使	当社では、上場後の定時株主総会からインターネットによる議決権行使が可能となるよう検討を進めております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の	今後検討すべき事項と考えております。

## コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

英文での提供

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成しホームページ上に公示します。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な説明会の開催を予定しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	年2回、アナリスト・機関投資家向けに説明会を開催する予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な開催は予定しておりません。	なし
IR 資料をホームページ掲載	当社コーポレートサイト上に、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、その他開示資料を適時掲載します	
IRに関する部署(担当者)の設置	適時開示の責任者は管理担当取締役であり、適時開示及びIR業務の担当部署である経営管理本部で適時適切に実施します。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>コンプライアンス・マニュアルにおいて、顧客に対する行動規範として下記の通り定めています。</p> <p>「会社の利益」という考え方とは、不正な方法によって利益をあげることを正当化するものではありません。私たちは、法令とその精神を遵守し、自己責任原則にたって、全ての顧客とフェアで透明なビジネスを行ないます。これが結局のところ会社の利益につながると確信しているからです。</p> <p>① (守秘義務)</p> <p>顧客の秘密を守ることは役職員の最も基本的なルールです。役職員は、顧客との取引を通じて知り得た情報を、本人の同意がある場合であっても、法令に基づく場合等の正当な理由なく、他に漏らしてはなりません。</p> <p>② (誠実な態度)</p>

	<p>役職員は、仕事の一環として顧客の様々な相談に応ずることがあります、いかなる相談であれ、無責任な回答を行なってはなりません。顧客から苦情があった場合にも事態を正確に調査し、顧客の立場にたった誠実な対応をとります。</p> <p>③（顧客との癒着の排除）</p> <p>役職員は、いかなる行為であれ、顧客と会社の立場の違いを曖昧にするような依頼に応じてはなりません。顧客重視とはある特定の顧客の依頼を何でも受け入れることではないからです。</p> <p>また、適時開示規程においても、ステークホルダーに適時適切かつ公平な情報提供を行うことと定めております。</p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「誰もが価値創造に夢中になれる世界」というビジョンを掲げ、デジタル・クリエイティブスタジオ事業を通して、産業のデジタルトランスフォーメーションの推進を行っております。その重要な基盤として、テクノロジー人材の育成にも力を入れております。当社では、毎年ベトナムの地方の貧困地域の小学校に訪問し子供たちに寄付を行っている他、ベトナム、マレーシア、インドネシアの大学と提携しITや日本語教育の教師をボランティアで派遣するなど、質の高い教育の無償提供に取り組んでおります。こうした当社の取り組みは、国連が採択した「SDGs（持続可能な開発目標）」の実現に向けて貢献できる部分が大きいと考えており、継続的にサービスを通して社会の持続的発展に貢献していく予定であります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は株主、投資家、取引先をはじめとするすべてのステークホルダーに信頼を得られるよう、当社の会社情報を適時適切にわかりやすく提供するため、ホームページ、IRサイト、決算説明会等の充実を図ることにより積極的な情報提供を行う方針です。

#### IV. 内部統制システム等に関する事項

##### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営の透明化の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置付けております。

当社は、以下のとおり定める内部統制システム構築の基本方針に従って体制を構築しております。

(1)当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. 企業の存続のためにはコンプライアンスの徹底が不可欠であるとの認識のもと、「コンプライア

ンス・マニュアル」及び「コンプライアンス規程」を制定し、法令遵守を徹底するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、社内研修及び教育活動を通じて周知徹底を図るなど、企業倫理の確立に努めています。

b. 代表取締役直属の内部監査室が、監査等委員会・会計監査人との連携・協力のもと内部監査を実施しており、業務の適法かつ適切な運営と内部管理の徹底を図っております。また随時、問題点や今後の課題などを代表取締役に報告する体制を整備しております。

c. 法令違反に該当する行為の早期発見や是正を目的とした「内部通報規程」に基づき、社内からの通報に対する適正な処理の仕組みを構築し、運用しております。

#### (2)当社及びグループ会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款、及び「文書管理規程」「情報セキュリティ基本方針」等の社内規程、方針等に従い、文書(紙または電磁的媒体)に記録して適切に保管、管理する体制をとっています。取締役はこれらの文書を閲覧することができます。

当該文書には、株主総会議事録、取締役会議事録、監査等委員会議事録、経営会議議事録、これらの議事録の添付書類、その他取締役の職務の執行に関する重要な文書があります。

#### (3)当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a. 日々の業務遂行に係るリスクについては、当社グループの各部門責任者が一括してこれを予想して計測するとともに、予防に努めています。また、各事業部門に係るリスクについては、取締役会又は代表取締役に報告され迅速かつ適切な措置を講じております。

b. 個人情報を始めとする情報セキュリティに関するリスクについては、情報セキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティリスクを管理し、継続的にリスクの回避や軽減を実践し、情報セキュリティの維持、向上を図ります。

c. その他の有事においては、代表取締役を責任者とする対策本部を設置し、顧問弁護士等の専門家と連携し、迅速な対応により、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を構築いたします。

#### (4)当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われる 것을確保するため의体制

当社は定期取締役会を毎月 1 回開催しており、必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、機動的に当社グループの重要事項を審議し、意思決定を行える体制を整備しております。また、取締役会は、取締役の職務の執行を監督する機関と位置付け、業務の適正を確保しております。取締役会は経営計画を達成するための具体的な施策を立案・推進し、目標達成状況と阻害要因を把握し、対応策を講じております。

#### (5)当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため의体制

a. 関係会社の管理は、当社「関係会社管理規程」に従って経営管理部門が統括管理し、営業成績・財務状況その他重要な情報について、毎月の報告を義務付けています。また、一定の事項について

は、当社の取締役会決議を求め、又は取締役会及び関係部門への報告を義務付けております。

b. 当社と子会社は、企業集団として当社グループ共通の価値基準を共有し、一体性を有します。当社の内部監査室は、当社が定める「内部監査規程」に基づき、当社のみならずグループ会社も監査対象として内部監査を実施しております。また、常勤監査等委員も同様に、当社及びグループ会社の会議体への参加、各管理部門からのヒアリング、グループ会社往査などを実施し、監査・監督を行なっております。

(6)監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

a. 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を求めた場合は、内部監査室においてこれを補助します。なお、監査等委員会を補助すべき取締役は置かないものとします。

b. 内部監査室の従業員の異動、評価等は、監査等委員会の意見を尊重して行うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するように努めます。

c. 内部監査室の担当者は、監査等委員会に出席し、監査等委員会より指示された業務の実施内容及び結果につき報告を行うこととしております。

(7)当社及びグループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

a. 代表取締役及び業務執行取締役は、毎月開催される取締役会において、隨時その担当する業務の執行について報告を行います。また、常勤の監査等委員は経営会議にも出席し、監査等委員会において他の監査等委員に対し経営会議における議題及び審議の経過を報告することとしております。

b. 取締役及び従業員は、法令等の違反行為等、当社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合には、「取締役会規程」、「コンプライアンス規程」、「内部通報規程」の定めに従い、直ちに監査等委員会に対して報告を行うこととしております。

(8)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報規程」において、取締役及び従業員が監査等委員会に直接報告できるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを禁止することを定め、その旨を周知しております。

(9)監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に限る。）について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

a. 監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払の請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

b. 監査等委員会が、独自に外部専門家を監査等委員の職務の執行のために利用することを求めた場合、監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、その費用を負担します。

#### (10)その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 監査等委員会は、会計監査人・内部監査室と連携・協力して監査を実施しております。また、代表取締役と定期的に意見交換の機会を設けております。

b. 常勤の監査等委員は、経営会議に出席し、重要事項の報告を受ける体制をとっております。また、コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会等へも出席し、インシデント等の情報共有を行っています。

#### (11)財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性及び適正性を確保し、また金融商品取引法に定める内部統制評価制度への適切な対応を図るため、取締役会において財務報告に係る内部統制の基本方針を定めております。また、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、当該システムが有効かつ適正に機能しているか継続的に評価を行い、不備に対する必要な是正措置を講じるものとしております。

#### (12)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び社内体制の整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、その排除に努めるとともに毅然とした姿勢で組織的な対応を図り、取引関係等の一切の関係を持たない方針を堅持いたしております。なお、反社会的勢力排除に対応するための部署及び対応マニュアルは設置済みですが、引き続き社内体制の整備強化、及び警察等の外部機関や関連団体との連携等に今後も継続的に取り組んでまいります。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対しいかなる場合においても金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本方針としています。そのために、当社は、「反社会勢力対策規程」、「反社会的勢力対応マニュアル」及び「反社会的勢力調査の確認手法等について」を制定し、上記の基本方針と併せて、社会正義を貫徹し顧客市場からの信頼勝ち得るべく反社会的勢力の不当な介入を断固として排除すると定めています。反社会的勢力の排除を推進するために、民暴にかかるトラブルの担当責任者を経営管理本部長とし、反社会的勢力の関係者と思われる者から不当に金銭その他の経済的利益を要求されたときまたは暴行を受けたときは、直ちに警察に届け出るものと定めております。また、取引先等に関しては、必ず「反社会的勢力調査の確認手法等について」に基づいた、株式会社日本経済新聞社のデータベースを検索する方法及びインターネット（グーグル）検索を実施して、反社会的勢力との関係を調査するものと定めております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

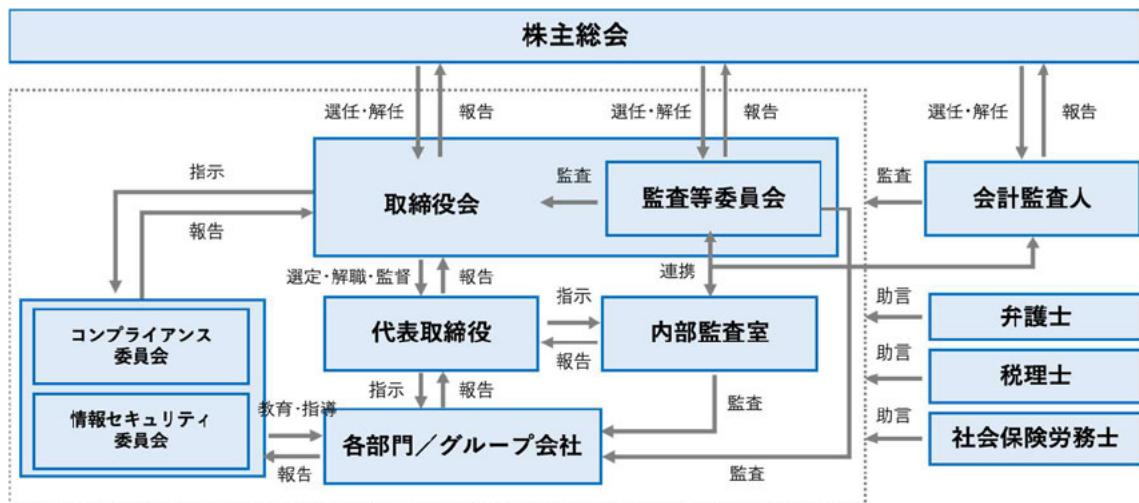
該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

—

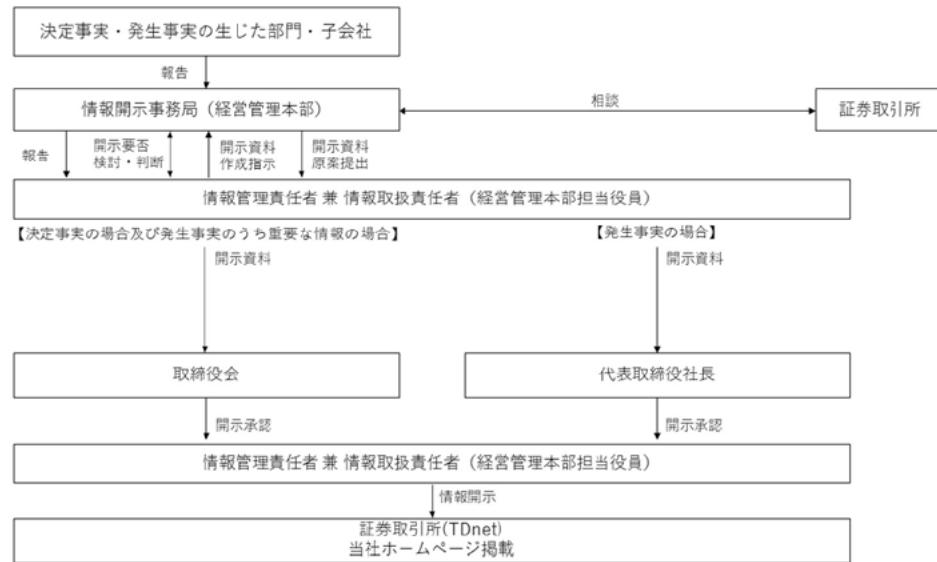
【模式図(参考資料)】



**【適時開示体制の概要（模式図）】**

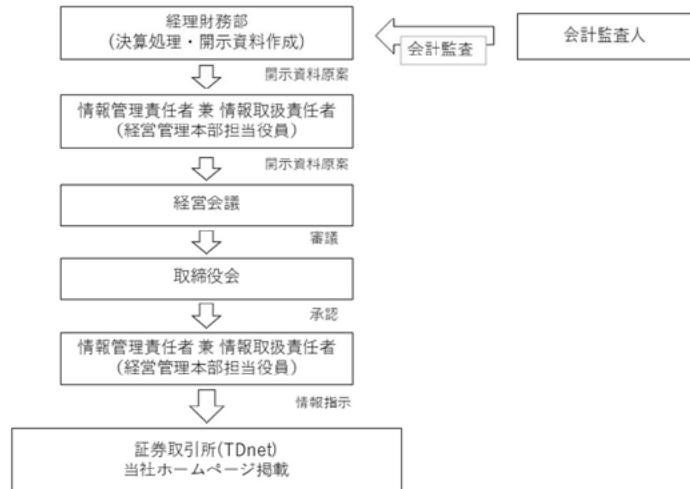
○決定事実・発生事実に関する情報の適時開示業務フロー

**【適時開示体制の概要（模式図）】**  
<決定事実・発生事実に関する情報の適時開示業務フロー>



○決算に関する情報の適時開示業務フロー

【適時開示体制の概要（模式図）】  
<決算に関する情報の適時開示業務フロー>



以上